

## 北九州市福祉事業団 ひよりの丘支援員（嘱託職員）勤務条件表

1. 身 分 社会福祉法人 北九州市福祉事業団の嘱託職員
2. 業務内容 障害者支援施設 ひよりの丘における支援員の業務
3. 委嘱期間 令和2年4月1日～ 令和3年3月31日（勤務成績等により更新有）
4. 勤務場所 ひよりの丘
5. 勤務時間等
  - (1) 勤務時間
    - 早 出 ①② 6:45～15:30
    - ① 7:15～16:00 ② 7:45～16:30（休憩 60分）
    - 日 勤 ① 8:15～17:00 ② 10:15～19:00（休憩 60分）
    - 遅 出 ① 11:45～20:30 ② 12:15～21:00（休憩 60分）
    - 夜 勤 ① 15:15～ 9:30 ② 12:15～ 6:45（休憩 195分）
  - (2) 時間外勤務 有
  - (3) 休 日 等
    - ア 週休日（4週を通じ8日所属長の指定する日）
    - イ 国民の祝日に関する法律に規定する休日（休日が勤務日の場合は代休）
    - ウ 年末年始（12月29日～翌年1月3日）

※ 年末年始は交代で勤務し、超過勤務手当＋年末年始加算 4割を支給（休日扱い）
  - (4) 年次休暇 10日
6. 賃 金
  - (1) 給与月額 資格有 166,400円 資格無 156,200円
  - (2) 処遇改善加算 20,000円/月 …… 賞与の算定基礎額には反映されない
  - (3) 通勤手当（月額） 55,000円を上限とする
  - (4) 夜勤手当 1夜勤で9,000円
  - (5) 支 払 日 毎月20日（ただし、時間外勤務手当等の実績分は、翌月分）
  - (6) 退 職 金 勤続1年後～ 0.522月～（但し、4月1日在籍者に限る）
  - (7) 昇 給 無
  - (8) 賞 与 等 6月 2.125月 12月 2.325月（前年度実績・別途支給要件有）
7. 福利厚生 健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険、定期健康診断

## 8. 退職に関する事項

- (1) 雇用期間及び雇用満了期間が終了したとき
- (2) 自己都合退職の手続き（退職する 1 ヶ月までに届け出ること）
- (3) 解職の事由及び手続き（臨時職員就業規則第 8 条）
  - ① 事業の縮小または廃止等の都合によるとき
  - ② 心身虚弱その他の理由により業務に耐えないとき
  - ③ 勤務成績または能率が著しく不良なとき
  - ④ 職員としてふさわしくない非行があったとき

## 9. その他

- (1) 資格要件
  - ① 4 年制大学の学部において心理学、社会学、教育学、社会福祉学のうちいずれかを専攻し、卒業した者
  - ② 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
  - ③ 高等学校卒業以上の学歴を有し、児童福祉施設または知的障害者施設で指導員等の実務経験を任用開始予定日までに 2 年以上有する者
  - ④ 社会福祉士
  - ⑤ 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の教諭普通免許状（養護教諭免許状を除く）
  - ⑥ 介護福祉士
  - ⑦ 精神保健福祉士